

◇障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例について

1 条例の新設理由

障害者自立支援法の一部改正に伴い、関係条例について所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 鳥取県税条例の一部改正

自動車税の課税免除の対象を定めた規定中、引用する障害者自立支援法の条項を改める。

(2) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正

介護補償を定めた規定中、引用する障害者自立支援法の条項を改める。

(3) 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正

児童デイサービス及び短期入所に係る鳥取県立皆成学園における使用料の徴収について定めた規定中、引用する障害者自立支援法の条項を改める。

(4) 鳥取県特別医療費助成条例の一部改正

身体障害者手帳の交付を受けた者で一定のもの等の医療費のうち被保険者等負担金を助成する市町村に対して交付する補助金の額を定めた規定中、引用する障害者自立支援法の条項を改める。

(5) 施行期日は、平成24年4月1日とする(2)の一部及び(4)の一部を除き、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日とする。

◇鳥取県障害者施策推進協議会条例の一部改正について

1 条例の改正理由

障害者基本法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 鳥取県障害者施策推進協議会条例の目的及び鳥取県障害者施策推進協議会の所掌事務について定めた規定中、引用する障害者基本法の条項を改める。

(2) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とするイを除き、障害者基本法の一部を改正する法律附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。